

## 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準

(平成24年7月18日制定)

(趣旨)

第1条 この基準は、和泉市入札等監視委員会規則（平成24年7月18日制定。以下「規則」という。）で定めるもののほか、和泉市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会提出資料)

第2条 規則第6条に規定する会議に報告する資料は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 会議開催の前々月以前の4か月間に市長が発注した工事等一覧表（様式第1号）（予定価格が50万円を超えるものに限る。）
- (2) 会議開催の前々月以前の4か月間に市長が措置した指名停止業者一覧表（様式第2号）
- (3) 会議開催の前々月以前の4か月間に契約担当部署が対応した苦情処理事案一覧表（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める入札及び契約手続に関する資料

(事案の抽出)

第3条 規則第2条第2号に規定する委員会の会議で審議する事案は、前条第1号の工事等一覧表の中から、発注方法別に、委員長に指名された委員（以下「当番委員」という。）が事前に抽出する方法で行う。

2 抽出は、各発注方法から1件以上、合計で10件以内とし、会議の概ね2週間前までに行うものとする。

(抽出事案の審議)

第4条 契約担当者等は、抽出された事案に関し、競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等の説明を行い、委員会は、それらの理由及び経緯等について審議を行うものとする。

(当番委員)

第5条 当番委員は、委員長を除く委員の50音順の輪番制とし、委員長が指名するものとする。

(再苦情の審議方法)

第6条 規則第2条第3号の審議は、再苦情の申立てを行った者及び契約担当者等からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成24年7月18日から施行する。
- 2 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準（平成19年7月12日制定）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。



様式第3号（第2条関係）

苦情処理事案一覧表

受付日	申出者	苦情内容	処理状況